

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7年 6月 30日	
神戸市長 宛	
提出者	
住所 兵庫県神戸市東灘区深江浜町36-7	
氏名 株式会社ポオトデリカトオカツ	
代表取締役社長 小幡 隆明	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 078-453-5997	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社ポオトデリカトオカツ 神戸東灘工場
事業場の所在地	神戸市東灘区深江浜町36-5
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	0997 すし・弁当・調理パン製造業
②事業の規模	25,814百万円(2023年3月31日期)
③従業員数	社員 280名、パート社員 1,685名(1日8時間換算) (2024年3月31日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	動植物性残渣	廃プラスチック類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	205t	346t	460t	29t	6.7t
	（これまでに実施した取組） 工程立ち上げ時のロスを軽減することで不良品量を削減。 発生した廃棄物も全て再資源化リサイクルをおこなっており、 環境負荷低減活動を維持している。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	動植物性残渣	廃プラスチック類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	200t	340t	450t	25t	6t
	（今後実施する予定の取組） 現状の活動を維持し、今後も不良品量削減に取り組む。 廃棄物は引き続き現在の再資源化リサイクルを維持し、 その管理を徹底する。					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 従業員への分別廃棄に関し、指導をおこなっている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 今後も従業員への分別廃棄を徹底指導する。 「分ければ資源」意識をもって取り組む

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	動植物性残渣	廃プラスチック	汚泥	廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t
	（これまでに実施した取組） 特になし。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	動植物性残渣	廃プラスチック	汚泥	廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t
	（今後実施する予定の取組） 特になし。					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	動植物性残渣	廃プラスチック	汚泥	廃プラスチック
	全処理委託量	205t	346t	460t	29t	6.7t
	優良認定処理業者への処理委託量					
	再生利用業者への処理委託量	205t	346t		29t	-
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			460t		
	（これまでに実施した取組） 動植物性残渣は飼料化、肥料化リサイクル、 汚泥は肥料化リサイクル処理を推進してきた。					

(第5面)

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	動植物性残渣	廃プラスチック	汚泥	廃プラスチック
	全処理委託量	200t	340t	450t	25t	6t
	優良認定処理業者への 処理委託量					
	再生利用業者への 処理委託量	200t	340t		25t	
	認定熱回収業者への 処理委託量					—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			450t		
	(今後実施する予定の取組) 引き続き現状のリサイクルを実施し、環境負荷低減活動を 推進する。 (汚泥の) リサイクル肥料を社内緑化に役立てる。 (残渣の) リサイクル飼料を製造原料に加えられないか (リサイクルループ) 研究を重ねる。					
※事務処理欄						

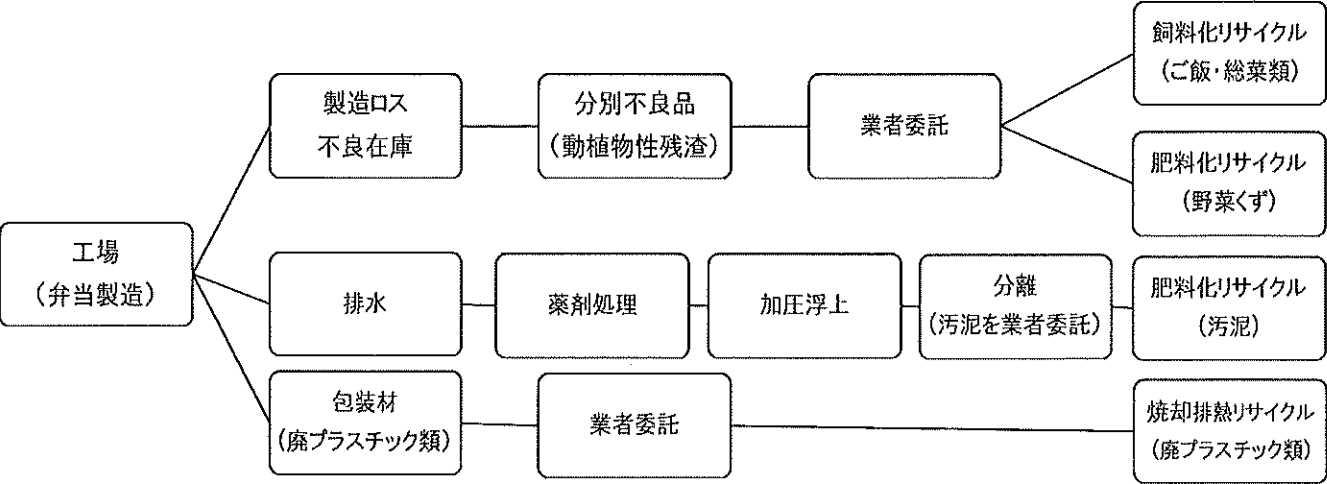
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

様式第二号の八(第八条の四の五関係) 処理計画書

④(産業廃棄物の一連の処理の工程)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

